自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示等の基準（令和８年11月13日）

第１　用語の意義

この基準における用語の意義は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。

１　「法の指示」

法第22条第１項若しくは第２項又は第25条第２項第１号の規定による指示をいう。

２　「読替え後の道路交通法の規定による指示」

読替え後の道路交通法第22条の２第１項及び第66条の２第１項の規定による指示をいう。

３　「営業停止命令」

法第23条第１項又は第25条第２項第２号の規定により、営業停止を命ずることをいう。

４　「営業停止命令要請」

法第23条第２項の規定により、営業停止命令をすべき旨を要請することをいう。

５　「違反行為」

法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第５条第１項第１号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。

６　「自動車運転代行業者等」

自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう

第２　法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、法の指示は別記様式１により行うとともに、別記様式２により公安委員会に指示を行った旨を通知するものとする。

また、注意は法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式３により行う。

１　法第12条の規定に違反する行為(保険契約等締結義務違反)又は道路運送法第４条第１項、第43条第１項又は第78条の規定に違反する行為(タクシー類似行為)が行われた場合。

２　法第22条第２項の規定に違反する行為(法の指示違反)が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、原則とし

て、法の指示を受けた後１年以内に当該指示に違反した場合に限るものとする。

３　以下に掲げる行為が行われた場合には、４の基準により法の指示又は注意を行うものとする。

①　法第11条の規定に違反する行為(料金掲示義務違反)

②　法第13条第１項の規定に違反する行為(約款掲示義務違反)

③　法第13条第３項の規定に違反する行為(約款届出義務違反)

④　法第15条の規定に違反する行為(条件説明義務違反)

⑤　法第17条の規定に違反する行為(随伴用自動車表示義務違反)

⑥　法第18条の規定に違反する行為(運転代行業務従事者指導義務違反)

⑦　法第20条第２項の規定に違反する行為(帳簿等備置義務違反)

⑧　法第21条第２項の規定に違反する行為(報告義務違反、立人検査忌避)

４　３に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1)　違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示を行うものとする。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合には、次のとおりとする。

ア　過去２年以内(直近の違反行為が行われた日から起算して過去２年以内をいう。以下同じ。)に行政処分等(注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。)を受けていない場合には、注意を行うものとする。

イ　過去２年以内に行政処分等を受けている場合は、法の指示を行うものとする。

５　法第13条第２項の規定に違反する行為が行われた場合、すなわち届け出られた約款が法第13条第２項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行うものとする。

６　前記の約款の届出(法第13条第３項等による自動車運転代行業約款設定(変更)の届出)については、別記様式６によるものとする。

第３　営業停止命令の要請を行う基準

１　自動車運転代行業者に対する営業停止命令の要請は、政令第５条第１項第２号に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とし、別紙様式４により公安委員会に対して行うものとする。

２　政令第５条第１項第２号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、法第23条第２項の規定により営業停止命令の要請を行うものとする。

(1)　自動車運転代行業者が法第22条第２項の規定による指示に違反した場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相

当の注意・監督義務を尽くしていた場合等、当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令の要請を行わないことができるものとする。

(2)　自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第４条第１項、第43条第１項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令の要請を行わないことができるものとする。

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合。

ア　自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。

イ　自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令の要請を行うことが適当と認められるとき。

第４　行政処分の公表

１　法の指示を行った場合、福島県ホームページにおいて、指示の内容等を公表する。（当該処分が行われた日から２年間）

２　公表の内容

公表は、次に掲げる事項について、別記様式５により行う。

(1)　認定番号

(2)　自動車運転代行業者の名称又は記号

(3)　主たる営業所が所在する市区町村

(4)　処分年月日

(5)　処分内容

(6)　処分理由

(7)　根拠法令

(8)　処分を行った都道府県名

別記様式１

生環第　　号

指　　示　　書

住所
氏名又は名称　　殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第22条第２項の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年　月　日

福島県知事　　印

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表とする者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式２

生　環　第　　号
年　月　日

指示に関する通知書

公安委員会　御中

福島県知事　　印

年　月　日に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 22 条第２項の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。

１　指示を行った自動車運転代行業者

(1)　認定年月日

(2)　認定番号

(3)　氏名又は名称

(4)　住所

２　指示の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	福島県生活交通課　　TEL

別紙

指　示　年　月　日	
指　　示　　事　　項	
指　示　の　理　由	
その他参考事項	

※　「その他参考事項欄」には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載する。

別記様式３

生　環　第　　号

注　　意　　書

住所

氏名又は名称　　殿

貴殿経営に係る自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。

このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。

今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

違反行為の概要

関係法令

年　　月　　日

福 島 県 知 事　　印

取扱者の氏名及び連絡先	福島県生活交通課　　TEL

別記様式４

生　環　第　　号
年　月　日

営業停止命令要請書

公安委員会　御中

福島県知事　　印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 23 条第２項の規定により、下記の者に対して自動車運転代行業の停止を命令することを要請します。

１　営業停止命令をすべき自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住所

２　営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	福島県生活交通課　　TEL

別紙

営業停止命令の内容	
営業停止命令を行うべき理由	
その他参考事項	

※　「その他参考事項欄」には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載する。

別記様式５

被処分者	認　定　番　号	福島県公安委員会　第　　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処　分　年　月　日		年　月　日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		
根　拠　法　令		
処分を行った都道府県		福島県

注）処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

別記様式６

年　　月　　日

福　島　県　知　事　　様

住　所
氏名又は名称
電話番号

自動車運転代行業約款（設定・変更）届出書

下記のとおり、自動車運転代行業約款を（設定・変更）しますので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第13条第３項及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第６条の規定に基づき届け出します。

記

住　　所			
氏名又は名称			
代　表　者　名			
認　定　した 公安委員会の名称	公安委員会	認　定 番　号	第　　号
実施予定年月日	年　　月　　日		
変　更　の　理　由 (変更の場合のみ)			
設定又は変更する 約款	別紙のとおり。 （変更の場合は、新旧の約款を添付すること）		

※ 当該自動車運転代行業約款の実施予定期日の30日前までに届け出てください。

※ 国土交通大臣が公示している標準自動車運転代行業約款と同一の約款を定め、掲示した場合は、約款を届け出たものとみなされますので、本届出は不要となります。